

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2021年6月28日

【会社名】 シライ電子工業株式会社

【英訳名】 Shirai Electronics Industrial Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大塚昌彦

【本店の所在の場所】 京都市右京区梅津南広町46番地2

【電話番号】 075-861-8100（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役国内構造改革担当・経理管理担当 五藤学

【最寄りの連絡場所】 京都市右京区梅津南広町46番地2

【電話番号】 075-861-8100（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役国内構造改革担当・経営管理担当 五藤学

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2021年6月25日開催の第52回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2021年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

1. 社外取締役で構成される監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役の取締役会における議決権の行使を通じて取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実を図ることを目的として、監査役会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除を行うものであります。
2. 機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第30条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）および現行定款第38条（中間配当）の削除を行うものであります。
3. 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正その他の所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として大塚昌彦氏、山中尊夫氏、宮崎信氏、曾我義治氏、竹中一宏氏、五藤学氏、白井基治氏の7名を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として上中康司氏、五宝滋夫氏、大橋正彦氏の3名を選任する。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員として、和氣大輔氏の1名を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額480百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額36百万円以内とする。

第7号議案 資本金の額の減少（減資）の件

1. 資本金の額の減少の内容

当社の資本金の額1,361,720,000円のうち、1,271,720,000円を減少し、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を90,000,000円とする。

2. 資本金の額の減少の効力発生日

2021年6月30日

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 定款一部変更の件	77,680	1,550	1	(注) 1	可決 (98.04%)
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件				(注) 2	
大塚 昌彦	77,096	2,134	1		可決 (97.31%)
山中 尊夫	76,831	2,399	1		可決 (96.97%)
宮崎 信	77,169	2,061	1		可決 (97.40%)
曾我 義治	77,153	2,077	1		可決 (97.38%)
竹中 一宏	77,283	1,947	1		可決 (97.54%)
五藤 学	77,110	2,120	1		可決 (97.32%)
白井 基治	76,903	2,327	1		可決 (97.06%)
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件				(注) 2	
上中 康司	77,520	1,710	1		可決 (97.84%)
五宝 滋夫	77,310	1,920	1		可決 (97.58%)
大橋 正彦	77,478	1,752	1		可決 (97.79%)
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件				(注) 2	
和氣 大輔	77,495	1,735	1		可決 (97.81%)
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件	76,640	2,590	1	(注) 3	可決 (96.73%)
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件	76,916	2,313	1	(注) 3	可決 (97.08%)
第7号議案 資本金の額の減少(減資)の件	77,373	1,857	1	(注) 1	可決 (97.65%)

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上